

境町ふるさとづくり寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、「ふるさと境町を応援したい」「ふるさと境町の発展のために貢献したい」という者から広く寄附金を募り、その寄附金を財源として夢のある個性豊かなまちづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条の目的を具体化するために実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 農業振興と商工業の育成に関する事業
- (2) 都市基盤と生活環境施設の整備に関する事業
- (3) 教育文化の向上に関する事業
- (4) 住民福祉の増進に関する事業

(基金の設置)

第3条 寄附者から收受した寄附金を適正に管理運用するため、境町ふるさとづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄附金の使途指定等)

第4条 寄附者は、第2条各号に規定する事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて收受した寄附金のうち、前項に規定する事業の指定がない寄附金については、まちづくりの課題に応じて、町長が当該事業の指定を行うものとする。

(基金への積立て)

第5条 基金として積み立てる額は、前条の規定により寄附された寄附金の額とする。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の運用益金の処理)

第7条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第 8 条 基金は、その設置の目的を達成するため、第 2 条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用)

第 9 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。